



# この一冊

Vol. 98



会員 秋山 直人 (54期) ●Naoto Akiyama

この本は、東弁の会員7名による共著で、「東弁協叢書」シリーズの1冊です。

『弁護士の失敗学』というタイトルが興味をそそり、手に取りました。

弁護士なら誰しも、思い込みで法的に誤った説明を依頼者にしたり、業務上のミスで冷や汗をかいた経験があると思います。そのような失敗は決して忘れないものだとは先輩弁護士から聞きましたし、確かに、失敗をするとしばらくはそのことばかり考えてしまい、その後もまず忘れません。大事に至らなくても、そのような「冷や汗体験」をその後の業務に生かし、同様の失敗を繰り返さないことが、弁護士の業務を進めていく上で、重要だと思います。

本書の第2章には、弁護士の具体的な失敗談が20例も紹介されており、失敗を疑似体験できます。

例えば、急転直下、和解の気運が高まり、裁判官が和解を今日まとめるべきだと言出し、強制執行の際に支障がないかの確認のため、次回期日まで待ってほしいと申し出たら、「もし修正が必要なら後から連絡してもらえれば和解条項を直しますよ」と裁判官に言われて和解に応じたのに、後で執行裁判所に確認の上で和解条項の修正を申し出

## 『弁護士の失敗学／冷や汗が成功への鍵』



高中 正彦 他 著  
ぎょうせい  
3,240円(税込)

たら「既に和解は成立しているので修正はできません」と突き放されたという体験談…。

そんな裁判官がいるのかと驚きましたが、いるんですね。

ほかには、破産管財業務で、大手の中古車販売業者を信用して、譲受人欄白紙のまままで委任状・譲渡証明書や管財人の印鑑証明書等を交付したら、担当者が会社に内緒で個人的に知人に売却しようとしたという体験談…。

同書には、弁護士は性善説では生きていけない、心を鬼にして「人を信用するな」を実践するしかない、とのコメントがあります。確かに、私にも、依頼者や紹介者の言う

ことをきちんと検証せずにそのまま信用して、痛い目を見た苦い経験があります…。

弁護士を主役にした最近のテレビドラマでは、弁護士は依頼者のことを信じるのが仕事だ、といったセリフがありますが、依頼者の言うことを鵜呑みにしてはダメなのですよ。

ほかにも、原告が訴えの取下げをしてきて、同意するか次回期日までに検討すると述べたら、裁判官から、明示的に異議を述べないと同意が擬制されると指摘されてハッとしたとか、親告罪について被害者と示談が成立すれば公訴提起後でも告訴の取消しをしてももらえると被告人に説明してしまったとか、冷や汗事例や懲戒事例が多数紹介されています。

ある程度経験年数が経つと、かえって経験に頼るようになってしまい、思い込みでミスをしがちです。こまめに六法を引こうと改めて思いました。

是非お読みいただき、「他山の石」とすることをお勧めいたします。

▲